

独立行政法人国立文化財機構皇居三の丸尚蔵館職員の勤務時間・休暇等に関する細則

令和 5 年 7 月 2 4 日

国立文化財機構細則第 3 4 号

(目的)

第 1 条 この細則は、職員の勤務時間、休暇に関する事項について、独立行政法人国立文化財機構職員育児・介護休業規程（以下「育児・介護規程」という。）の細目を定めることを目的とする。

(出勤及び退勤の手続き)

第 2 条 職員は、出勤及び退勤の際に所定の手続きをとらなければならない。

(始業及び終業の時刻等の変更)

第 3 条 育児・介護規程第 1 9 条に基づく始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

勤 務		始 業	終 業	休憩時間
育児又は介護を行う職員	早出	午前 7 時 0 0 分 から 8 時 4 5 分まで の範囲	午後 3 時 4 5 分 から 5 時 3 0 分まで の範囲	午後 0 時から 午後 1 時
	遅出	午前 9 時 1 5 分 から 1 1 時 0 0 分ま での範囲	午後 6 時 0 0 分 から 7 時 4 5 分まで の範囲	午後 0 時から 午後 1 時

附 則

この細則は、令和 5 年 7 月 2 4 日に制定し、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 3 月 2 4 日に改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。